

# 令和6年度古賀市観光ブランディング推進事業委託 特記仕様書

## 1 件名

古賀市観光ブランディング推進事業委託

## 2 本業務の目的

古賀市は、古くから交通の要衝として栄え、都市圏にも近く非常に便利なまちである。また、「うみ」「まち」「さと」「やま」がバランスよくあるコンパクトシティで地理的にも恵まれ、四季折々の自然や温泉地、国史跡の古墳や神社、お寺、郷土料理など観光資源が豊富である。さらに、製造業が盛んなまちでもあり、中でも食品製造出荷額は県内2位を誇る「食」「モノづくり」のまちとして、本市経済を大きく支えている。

一方で、令和5年3月閣議決定された「観光立国推進基本計画」では、観光は今後とも成長戦略の柱、地域活性化の切り札であるとされ、人口減少、少子高齢化が進む中、交流人口、関係人口の拡大は、地域の活力の維持・発展に不可欠であると明記されている。

そこで、古賀市では資源あるものの上手くPRできていなかったこれまでの「古賀市観光」について、令和5年度に新たに古賀市観光ブランドコンセプトを作成し、観光ブランディングを推進していくこととしている。古賀市観光ブランドコンセプトに沿って、PR動画及び情報誌を作成し、市内事業者のモノづくりに対する思いを見える化し、その思い「ひとてま」を通じて、古賀市のファンを増やすことを目的とする。

## 3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4 業務内容

古賀市が定める古賀市観光ブランドコンセプトの内容を十分に理解し、古賀市観光のブランディングを効果的に行うことができるよう留意した以下の業務とする。

(1)市内事業者、市との協働による動画を企画制作。

- ・古賀市観光ブランドコンセプトに沿った「ひとてま」をアピールする動画制作
- ・古賀市公式 YouTube チャンネル等での配信を想定

- ・動画は合計3本以上制作すること
  - ・動画1本につき3パターンの制作とし、パターンは以下のとおりとする  
ショート動画（15秒～30秒）、ミドル動画（2分～3分）、ロング動画（5分～8分）
- (2) 観光情報誌「ひとてま」の印刷用データを作成すること。
- ・ページ構成は4頁（A3・2つ折り）とする
  - ・情報誌の印刷用完全データを2パターン作成
- (3) 上記(1)(2)の企画構成、取材、撮影、編集
- ・取材先との各種調整や交渉等も含むものとする。
- (4) 協議・報告
- 各業務の実施にあたっては、事前に市と十分に協議することとし、適宜、市と打ち合わせの場を設けること。

## 5 成果品

- ①取材内容及び製作された写真・動画の電子データ（CD - ROM等）
- ②実施報告書（簡易製本：1部及び電子データ）
- ※電子データについては、配信または投稿計画の期日を守り、すみやかに納品すること。また、動画については、編集前のデータについても納品すること。
- ※成果品及び業務履行過程で得られた記録にかかる著作権は市に帰属するものとし、市が自由に加工し、コピーする等様々活用し、公表できるものとする。
- ※受託者は、本事業のために取得した情報を市の許可なく使用または流用しないこと。
- ※成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。

## 6 納入場所

古賀市建設産業部商工政策課

## 7 前金払

受託者は地方自治法施行令第163条第1項第2号の規定に基づき、委託料の前払を請求することができる。ただし、その額は委託料の2分の1以内の範囲で市と受託者が協議して定めることとする。

## 8 その他注意事項

- (1) 本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受託者の負担とする。
- (2) 撮影許可、楽曲使用等で必要となる手続きは受託者が行うこと。使用料などの費用は委託料に含まれるものとする。
- (3) 受託者は、古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年3月29日条例第1号)を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。
- (6) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。
- (7) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (8) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。
- (9) この他定めのない事項については、市と十分な協議をし、決定すること。また、受託者は決定した業務内容に基づく必要な諸手続等の業務全般を行うものとする。